

令和6年度補正予算
省CO2型システムへの改修支援事業 Q & A

1. 事業全体に関する質問
2. 提出書類と記載方法に関する質問
3. 参加形態に関する質問
4. 補助金・補助対象設備に関する質問
5. 敷地境界に関する質問
6. 排出量の算定に関する質問
7. 複数年度事業に関する質問

改訂履歴

2025/5/20	1Q8、1A8 追加
	3Q14、3A14 追加
2025/7/29	4Q19、4A19 追加

1. 事業全体に関する質問

1Q1	個人・個人事業主は、本事業に目標保有者として参加し、補助金を受けることができますか。
1A1	いいえ。個人・個人事業主は公募者の要件から外れています。
1Q2	本事業に目標保有者として参加できる、「特別法の規定に基づき設立された協同組合等」とはどのような法人ですか？
1A2	特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）により定義された法人や協同組合法に基づく農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合等になります。一部の団体については、環境省の確認が必要となります。また公募には、それを証する行政機関から通知された許可書等の写しの提出が必要です。 なお、共済組合は財源の一部に国・地方公共団体等の負担金も含まれているため、国・地方公共団体の関連団体に該当すると見做され、代表事業者として申請はできません。
1Q3	パチンコ店を営んでいる事業者が、風営法にかかわらない事業所の設備更新を行う場合、申請可能ですか？
1A3	可能です。
1Q4	工場における生産量の増大により、当初設定した削減目標量の達成が見込めなくなりました。目標未達成に際して、これらの事情について考慮はなされるのでしょうか。あるいは、当初設定した削減目標量は未達成となるものの、生産量あたりの排出量（原単位）では改善している場合、考慮はなされるのでしょうか。
1A4	事業完了後3年間、削減量を含めた事業の効果等を記載した事業報告書を提出いただきますが、事業報告書にて目標未達の理由を記載してください。削減量が目標に達しない場合は、改善策の提示を求めることがあります
1Q5	採択後に辞退は可能ですか。
1A5	可能です。辞退届（協会指定様式）を提出してください。
1Q6	交付決定後に辞退は可能ですか。
1A6	可能です。中止（廃止）承認申請書を提出してください。
1Q7	工事等の発注先への支払いは手形でもよいですか。
1A7	支払いは金融機関による振り込みとしてください。割賦・手形支払いは認められません。
1Q8	公募要領に、「原則、書類は j Grants で提出ください。」とありますが、紙媒体による申請は認められますか？
1A8	不可抗力でない限り、jGrants で申請することが必要です。不可抗力とは、自社都合でなく、不可避的な要因により jGrants 申請ができない状況にあることとします。例えばGビスIDがないので申請できない、等は不可抗力と認めません。さらに、jGrants 申請が難しい場合はその理由について、問い合わせ票にて十分な時間的余裕をもって協会に事前確認することを義務付けます。事前確認がない場合で jGrants 申請を行わない場合、不採択となる場合があります。

2. 提出書類と記載方法に関する質問

2Q1	工事請負先が事務代行者になれますか
2A1	工事請負先、見積者（相見積者も含む）は事務代行者にはなりません。 また事務代行委託契約等は可能ですが、費用は補助対象外となります。
2Q2	経費内訳において、消費税は補助対象となりますか。
2A2	補助対象とはなりません。ただし、免税事業者については、消費税も補助対象となりますので、消費税を含めて申請してください。
2Q3	ESCO公募を以て相見積に代えることができますか。その場合どのような書類を提出すれば良いですか。
2A3	事前にESCO公募を実施している場合は、複数者の公募応札を前提に、所定の書類を協会に提出することで、相見積に代えることができる場合があります。この場合は、必ず交付申請以前に協会宛相談の上、必要書類の準備をお願いします。
2Q4	中小企業基本法第2条に定義される中小企業のエビデンスとして何を提出すればよいでしょうか
2A4	全ての申請者は、直近2期分の財務諸表の提出が必要ですが、資本金で判定できる場合は、直近2期分の財務諸表の提出だけで構いません。資本金だけでは判定できず、従業員数で判定する場合は労働保険概算・確定保険料申告書または厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書を提出してください。
2Q5	CO2削減に関係のない補助金交付を受けている場合でも別添の「他の補助事業の利用状況等について」への記入が必要でしょうか。
2A5	CO2削減に関係の有る無しに拘らず、補助対象設備に関係のある補助金について記入してください。
2Q6	バーナ更新の場合、法定耐用年数はどのように考えれば良いでしょうか。
2A6	バーナを更新する場合には、そのバーナ更新する設備を新規導入する場合の法定耐用年数を適用してください。
2Q7	提出書類のうち「敷地境界内の建物などの現在の所有者が確認できる公的な資料」として不動産登記事項証明書（写し）がありますが、オンラインによるサービスを利用して取得したもので問題ないでしょうか。
2A7	オンラインによる請求サービスを利用した証明能力のある登記事項証明書（建物）でも、オンライン申請（登記情報提供サービス）による登記事項データでも、ともに問題ありません。
2Q8	建物等の所有者が確認できる資料として、不動産登記事項証明書の準備を進めていますが、まだ不動産登記の手続き中で不動産登記事項証明書が無い場合、代用できるものはありますか。
2A8	固定資産評価証明書で代用できます。但し、事業完了までに登記し不動産登記事項証明書の写しを提出ください。 固定資産税の課税明細書は代用できません。
2Q9	間接工事費の見積もりの方法を教えてください。
2A9	公共建築工事共通費積算基準の最新版に準拠してください。 大きく分けて、積み上げ方式と比率による方式があります。比率による方式を採用する場合は、 補助対象分の間接工事の比率 ≤ 補助対象外の間接工事の比率 とする必要があります。

3. 参加形態に関する質問

3Q1	事業の要件で、「基準年度排出量が50t-CO2以上」とありますが、グループ参加の場合、すべての事業所において、「基準年度排出量が50t-CO2以上」が必要でしょうか
3A1	いいえ。グループ参加全体で「基準年度排出量が50t-CO2以上」であれば構いません。
3Q2	同一法人の工場・事業場は、必ずグループ参加でなければならないのでしょうか。それとも単独参加することも可能でしょうか。
3A2	単独参加で複数の案件として応募することも可能です。
3Q3	グループ申請の場合、再生可能エネルギー発電設備の導入条件である100%自家消費の範囲は、再生可能エネルギー発電設備を導入する工場・事業場のみに限定されますか。
3A3	グループ内での100%自家消費（ただし、自己託送は除く）となります。
3Q4	グループ申請の場合、補助対象設備の所有者は誰になりますか。
3A4	補助対象設備の所有者は代表事業者に限られます。
3Q5	所有権留保付割賦契約の場合、補助対象となりますか。
3A5	所有権留保付割賦契約は補助事業での利用を認めていません。
3Q6	過去にASSET事業やSHIFT事業に参加した事業者であっても、今回のSHIFT事業に目標保有者として申請することは可能ですか。
3A6	過去のASSET事業実施者は申請できます。 令和4年度および令和5年度(予算年度問わず)が設備更新年度の場合、基準年度排出量の算定は令和6年度のデータで実施してください。 令和6年度(予算年度を問わず)が設備更新年度である場合は申請できません。
3Q7	リース会社を代表事業者として採択、交付決定されたが、その後に共同事業者が代表事業者になり、リースを活用しないスキームに変更することはできますか。
3A7	採択、交付決定後の代表事業者・共同事業者の変更はできません。
3Q8	所有権移転ファイナンスリースは可能でしょうか。
3A8	法定耐用年数経過後であれば、リース設備の所有権の移転は可能です。再リースを含め法定耐用年数期間中はリースを継続することが必要です。
3Q9	複数のリース会社を用いることは可能ですか。
3A9	連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。
3Q10	一部設備をリース、一部設備を買い取りといった形態は可能ですか。
3A10	連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。
3Q11	エネルギー使用設備の更新と、合わせて太陽光発電設備の導入を考えています。太陽光発電設備をPPA契約で導入しようと考えていますが、導入するエネルギー使用設備と太陽光発電設備の両者が補助対象になりますか。
3A11	エネルギー使用設備と太陽光発電設備の所有者が同じであれば単独申請、所有者が異なれば連名申請で申請してください。
3Q12	本補助金により導入する設備を複数の事業者間で共同所有することは可能ですか。
3A12	本補助金による設備の所有者は一事業者でなければならないので、複数の事業者間で共同所有する場合は申請できません。連名申請が認められた場合でも、本補助金により導入した設備はそれぞれで所有することになります

3Q13	計画策定支援事業の実施者が設備更新支援事業にグループ申請した場合、加算評価の条件として全ての参加工場・事業場で計画策定支援事業を実施している、または支援機関による支援を受けている必要がありますか。
3A13	1 つ以上の工場・事業場で計画策定支援事業を実施している、または支援機関による支援を受けている必要があります。
3Q14	転リースは認められますか？
3A14	転リース（事業者が設備等を第三者に転貸することを目的としてリース会社と契約する方法）は禁止となりますので、ご注意ください。

4. 補助金・補助対象設備に関する質問

4Q1	国の他省庁や地方自治体からの補助金等を受ける場合でも、SHIFT事業に申請することはできますか。
4A1	同一の設備に対して複数の国庫補助金等を受け取る事はできません（SHIFT事業における補助金を受けた設備について、他省の補助金等を受けることはできません）。 複数の国庫補助金等に重複して申請することは可能ですが、重複して採択された場合はいずれかを辞退する必要があります。本補助金を辞退する場合は速やかに協会まで連絡をお願いします。 また、地方自治体による補助金については重複受給可能です。但し、国からの補助金が地方公共団体を經由して行われる補助事業への申請との重複はできません。詳しくは各自治体にお問い合わせ下さい。 重複が可能な地方自治体による補助金は、SHIFT補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。
4Q2	国や地方自治体から既に補助金を受けている設備は本事業の申請対象になりますか。
4A2	既に補助金を受けて導入した設備に対して本補助事業を実施する場合は、補助金を受けた執行団体に確認してください。
4Q3	設備更新支援事業として採択された場合、さらに他省の税制優遇を受けることができますか。
4A3	他省の税制優遇の条件について制約があるか無いか個別に確認して下さい。他の補助金との併用について制約が無ければ、本事業としては、優遇税制との併用を禁止することはしていません。例えば、中小企業投資促進税制を受けることは可能です。
4Q4	改修支援事業で申請する設備以外で、他の補助金との併用ができますか。
4A4	申請しない設備については併用できます。
4Q5	各メーカーにより機器の種類や台数、その他付属する設備等が異なる可能性がありますが、公募申請時にあるメーカーのプランに基づいて公募要領様式第 1 別紙 1 の整備計画書や別紙 2 の経費内訳等を作成した場合、実際の機器導入では別のメーカーのプランを採用することも考えられます。この場合整備計画書や経費内訳等が変更になりますが、どの程度の変更であれば問題ないでしょうか。
4A5	交付決定後に交付申請と異なるメーカー、型式、台数を変更することになりますので、交付規程第 8 条三の規定に基づき、様式第 5 計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受ける必要があります。 機種変更後の機器の性能は、変更前の機器の性能より同等か優れていることが必要です。変更後の機器の性能が劣り、CO2削減量等が守れない場合は、変更が認められない場合がありますので、ご注意ください。
4Q6	削減効果を報告するうえで、モニタリングのために計量器が必要な場合、計量器は補助対象となりますか。
4A6	効果測定に必要な計量器は、補助対象になります。また導入予定の設備に付随している計量器（燃料タンクに設置されている液面計など）は補助対象としています。しかし、導入する設備に関係のない計量器は、「CO2排出削減に寄与しない周辺機器」に該当するため、補助対象になりません。また購入伝票で把握できる場合等、モニタリングが必要不可欠でない場合で、当該計量器導入に別途費用がかかるものは対象となりません。

4Q7	設備更新に際して、A設備とB設備がある場合、A設備については、交付決定がなされてから2月末までに工事が完了します。一方、B設備については、工事が完了しない恐れがありますので、自己資金で設備を導入し、（交付決定前に）設備を発注する計画です。A設備のみSHIFT事業の補助対象として申請することを考えているが可能でしょうか。
4A7	単年度事業では、2つの設備の工事が事業として一体不可分であるならば、1つの補助事業に当たると考えており、1月末までに工事が完了している必要があります。よって、2つの工事を切り離すことができないならば申請は不可です。一方、例えば2つの工事の契約が分かれていれば、別個の事業として見做すことができるので、今回の申請対象工事が2月末までに完了するA設備のみであるならば申請は可能です。その場合、自己資金等でB設備の導入を行うことを妨げるものではありません。
4Q8	工場の生産を維持するために一定期間設備をレンタルする場合の仮設工事費等は、補助対象となるのでしょうか。
4A8	補助事業に直接的または間接的に必要な経費のみが補助対象であり、工場の生産維持といったCO2排出削減につながらない経費は補助対象にはなりません。
4Q9	部品の更新は補助対象ですか。
4A9	部品の更新は補助対象外です。但し、燃料転換に伴うバーナ更新は補助対象です。
4Q10	設備機器の本体に保温カバーを装着することにより、ヒータ負荷等が軽減されCO2の削減に貢献する場合は、この保温カバーを補助対象と考えて良いでしょうか。
4A10	更新する設備の本体や付帯する機器・配管の防熱・断熱強化工事に関しては対象となります。既存の設備機器や既存配管の断熱対策は補助対象にはなりません。
4Q11	電気やガスへの燃料転換を行う場合、LNG／LPG供給設備や受変電設備の追加、あるいは敷地内の電力ケーブルやガス配管等の付帯設備も補助対象となるでしょうか。
4A11	燃料転換により更新される機器（ヒートポンプやボイラ等）が補助対象となる場合は、上記付帯設備も補助対象となりえます。
4Q12	既設の設備にインバータを追加して高効率化を図った場合、このインバータは補助対象となるでしょうか。
4A12	インバータのみの追加の場合は補助対象になりません。ただし、既存のモーター等を高効率モーター等に更新する際にインバータも追加する場合は、このインバータも補助対象となります。
4Q13	更新された既存の機器は、事業完了後、BCP（Business Continuity Plan）対策として予備品またはバックアップとして残すことができますか。
4A13	更新対象または機能の代替対象となった既存機器は、予備品やバックアップとして残すことはできません。撤去または稼働不能状態とすることが必要となります。 撤去または稼働不能状態にする工事は、事業完了までに完了させる必要があります。
4Q14	補助対象外の設備について材料費・労務費・間接工事費の内訳は必要ですか。
4A14	必要です。補助対象外設備が同一の見積書に含まれている場合は、補助対象外設備の間接工事費として、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について明記して下さい。
4Q15	ルームエアコンは補助対象となりますか。
4A15	ルームエアコンは家庭用機器となりますので、補助対象とはなりません。
4Q16	補助対象設備の経費において、例えば本体材料費のみ等を補助対象として他の経費（労務費、間接工事費、付帯工事費等）を補助対象外として申請することは可能でしょうか。
4A16	最低限導入設備の本体が補助対象となっていれば、その他の費用の一部または全てを補助対象外とすることは可能です。ただし、労務費が補助対象外なのに現場管理費が補助対象である等つじつまが合わない申請は認められません。

4Q17	更新機器搬入口の開設工事のため、既設壁面の撤去や鉄骨架台取付け、シャッター取付け、塗装工事を実施しますが、当該費用は補助対象になりますか。
4A17	設備交換に壁等を壊す必要がある場合は、開口、復旧に関する費用は補助対象と認められます。ただし、撤去込みの場合は、補助対象経費は原則1/2とし、現状復帰以上（例えばシャッターを新たに設置等）の復旧費は補助対象外になります。
4Q18	エネルギー使用設備の更新と合わせて、そのエネルギー使用設備を制御する制御機器を導入することで考えています。その制御機器で既設の設備も制御しても良いですか。
4A18	補助対象のエネルギー使用設備と合わせて、そのエネルギー使用設備のCO2排出量削減に貢献する制御機器も補助対象で導入することができます。しかし、制御機器が補助対象外設備も制御する場合は、導入する制御機器は一式が補助対象外となります。按分は認めていません。また同様に、エネルギー使用設備の更新と合わせて分電盤を導入する場合も、その分電盤から補助対象外機器へ電源を供給する場合は、分電盤一式が補助対象外となります。
4Q19	エスカレーター、エレベーターは補助対象設備ですか。
4A19	いいえ。補助対象外設備です。

5. 敷地境界に関する質問

5Q1	敷地境界とは何でしょうか。
5A1	敷地境界とは、本事業において排出量の算定対象となる事業所の範囲を特定する境界のことです。
5Q2	基準年度期間中に工場・事業場の一部が売却されたため、敷地境界が大幅に変わりました。基準年度の排出量はどのように算定すべきでしょうか。
5A2	変更後の敷地境界にて算定してください
5Q3	同一敷地内に自社の工場と事業場があり、電力消費量やガス消費量については別々に把握している場合、事業場のみを算定の対象範囲とすることは可能でしょうか。
5A3	特定の建物のみを除外することはできません。
5Q4	大企業の場合、敷地境界を証明する公的資料として、建築基準法届出、消防法届出、工場立地法届出等が記載されています。これらの書類を探しましたが、見つけれません。どのように対応すればよいでしょうか。
5A4	官公庁に提出することが法律で義務付けされている書類ですので、3種類の内どれかが、必ずあると思われます。官公庁に手続き書類を申請する御社の部署の協力をいただいて、もう一度探してください。 それでもない場合は、官公庁に問い合わせをし、官公庁が保存している提出書類の写しを入手できないか調整してください。書類によっては、入手できないものもあるかと思いますが、建築計画概要書は特定行政庁にて閲覧可能です。 このような手段をとっても公的の書類が無い場合は、事前に協会に相談してください。

6. 排出量の算定に関する質問

6Q1	弊社は、二酸化炭素の排出量を算定し、既に環境報告書に記載していますが、それを基準年度排出量とすることはできますか。
6A1	CO2排出量計算書に従い提出してください。
6Q2	電力会社（一般電気事業者）以外の電気事業者より電力を購入しています。電力排出係数の低減による排出削減量はどのように計算すればよいでしょうか。
6A2	CO2排出量計算書に従い提出してください。
6Q3	基準年度CO2排出量の算定において、令和7年度（2025年度）3月のデータが応募時に入手できない可能性があります。その場合どのように処理すればよいでしょうか。
6A3	令和6年度（2024年度）3月のデータを使用してください。
6Q4	CO2排出係数がほかの補助事業と異なっているものもありますが、今後も含め統一はしないのでしょうか。
6A4	本事業においては、CO2削減計画書記載の排出係数を使用していただきます。 CO2削減計画書に記載のない排出係数については、根拠資料を提示することで使用することができます。
6Q5	テナント等が入居するなど、建物内に他社が存在する場合の算定はどのように行えばよいでしょうか。
6A5	購入した電気や熱を、一部をテナントに供給している場合は全量自らの排出とみなして下さい。一方、電気や燃料をテナント等が直接購入している場合は自らの排出に含めません。ただし、テナントが共同事業者として目標保有者の一員となっている場合には、テナントが直接購入した電気、燃料についても算定対象とする必要があります。
6Q6	工場・事業場外で利用する営業車等の自動車からのCO2排出は算定対象となりますか。
6A6	いいえ。本事業においては、対象工場・事業場内での排出のみが算定の対象となるため、対象工場・事業場に属し、その構内で給油を行う自動車（営業車等）であっても、場外を走ることによる排出は算定の対象となりません。（ただし、場外を走る自動車による排出と、構内を走る自動車による排出とを個別に算出できない場合は、全てを排出量としてカウントする必要があります）
6Q7	本制度において、グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできますか。
6A7	いいえ。他者から供給された電気については、全て同じ排出係数を使用するため、グリーン電力証書分の電力購入量を排出量から控除することはできません。
6Q8	弊社の事業期は暦年を使っているのですが、排出量の報告を暦年で行うことは可能ですか。
6A8	いいえ。排出量の報告はあくまで年度（4月～3月）で行ってください。
6Q9	基準年度の排出量の算定は直近過去3年間の排出量の平均値(令和4年度～令和6年度)または令和6年度のいずれか任意とすることとされていますが、過去3年間のうち、1年間だけ極端に排出量が少ない(多い)場合には、どうしたらよいでしょうか。
6A9	直近過去3年間の排出量の平均値をとるか、令和6年度を取るかは任意で選択できますので、適切に判断願います。
6Q10	基準年度の排出量の算定は直近過去3年間の排出量の平均値(令和4年度～令和6年度)または令和6年度のいずれか任意とすることとされていますが、事業移転等により過去3年間の排出量のデータが揃わない場合はどうすればよいでしょうか。
6A10	令和6年度の排出量データを使用してください。なお、事業移転の場合、令和6年度に事業移転を実施して令和6年度の排出量データがそろわない場合は応募することはできません。 また、令和4年度及び令和5年度(予算年度を問わず)に実施されたSHIFT事業の補助金を利用して設備機器等を導入した工場・事業場で、設備更新支援実施を検討する場合には、令和6年度の排出量データを使用してください。
6Q11	基準年度において計器類が未設置／一部の機器のみ設置だったので、主要なシステム系統だけで消費されるエネルギー量を把握できません。公募時に提出するCO2排出量計算書／実施計画書の主要なシステム系統のエネルギー量の算定方法はどうすればよいでしょうか
6A11	公募要領に記載している「設備更新等によるCO2削減効果の算定ツール」、及び「SHIFT事業CO2削減対策の効果ガイドライン」に従って算出してください。
6Q12	大企業において、排出量の第三者検証機関の受検が必要とされていますが、どのように進めればよいでしょうか。
6A12	公表する検証ガイドラインに則って、自らで排出量を算定いただいたのち、第三者検証機関の検証を受けてください。

7. 複数年度事業に関する質問

7Q1	複数年度の事業で2年度目の交付申請の提出書類は何か必要でしょうか。
7A1	初年度に提出した公募申請書のすべてを提出する必要はありませんが、以下のものの提出が必要です。 ① 様式第1 交付申請書 ② 様式第1別紙1、別紙2 ③ 別添 導入前後比較図 ④ 見積書 ⑤ 材料費、労務費の単価根拠資料 ⑥ 相見積書 ⑦ システム構成図 ⑧ その他協会が必要とするもの (事業の個別の事情により、必要なものは別途提出を依頼します)
7Q2	工事工程の都合上、2年度目の交付決定を待たずに補助事業を開始したい場合はどうすれば良いでしょうか。
7A2	2年度目の交付決定前に補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程 様式第16「翌年度補助事業開始承認申請書」を協会に提出して承認を受けて下さい。なお、この手続きをした場合でも、当年度事業完了日の後から3月31日までは事業期間外となり補助事業を実施できず、また、2年度目の工事開始は本補助金の執行団体が決定する日以降となります。更に、年度毎の交付申請書を提出して交付決定通知書を受ける必要があります。
7Q3	複数年度の事業の場合、年度毎に完了実績報告書の提出を求められていますが、何をもちて事業完了と見做すのでしょうか。
7A3	初年度は2月13日、2年度目以降も2月13日までに、発注書や契約書に基づく検収条件に従った成果品（設計図書、設備機器購入、工事实績等）の検収及びその対価となる支払いが完了したことをもちて事業完了とします。（単年度の場合と同様、支払のみが未了の場合は、同期間内に請求書が発行されている場合を含みます。）また、複数年度の各年度に1,000円以上の補助対象経費の発生が必要です。
7Q4	複数年度の事業では、初年度で工事が完了していないため、初年度の完了実績報告書に写真アルバムを準備することができません。どのようにすれば良いでしょうか。
7A4	年度毎に計画している工事内容、範囲に係る写真（設備が納品されていない場合は不要）の添付が必要です。このためにも年度毎の区切りを明確にしておく必要があります。
7Q5	複数年度の事業で、初年度は設計費のみの発生の場合でも補助対象となりますか。
7A5	補助対象になります。 設計、設備、工事等の項目ごとにその金額相当の成果品があることが条件となります。
7Q6	複数年度の場合、相見積はいつとれば良いでしょうか。
7A6	公募申請に提出できるように相見積もりを準備してください。
7Q7	複数年度事業の初年度の交付申請の見積は2年分まとめてとっても良いでしょうか。
7A7	複数年度事業を1つの見積書にまとめてとっても構いません。ただし、経費は年度毎に明確に区分しておく必要があります。年度毎に別々の見積書をとっても構いません。但し、2年度目の交付申請時および契約時に見積が有効である必要があります。